

令和6年4月1日

西ノ島町週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

当要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む工事（以下、週休2日工事）の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当の現場閉所（以下、現場閉所4週8休以上）を行うことをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

(対象工事)

第3条 西ノ島町が所管する工事のうち、以下の工事を除いた全ての工事を対象とする。

- (1) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事
- (2) 主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務

(発注方式)

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

2 「発注者指定型」

発注者が、発注時から受注者に対して週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式である。

3 「受注者希望型」

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。

- (1) 当初設計金額500万円未満の工事
- (2) 災害復旧工事

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

(4) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期間があらかじめ決められているもの

また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することはできる。

「週休2日交替制工事」における「週休2日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。

（実施方法）

第5条 発注者は、設計図書に「西ノ島町週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

2 受注者は、「発注者指定型」においては、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（西ノ島町版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、「週休2日交替制工事」の実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることはできる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。

6 その他実施にあたっては、「西ノ島町週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

（工事成績評定）

第6条 発注者は、対象期間において週休2日相当（4週8休以上）を確保できた場合は、監督員及び検査員において竣工検査評定書の「②. 工事実施状況」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においては、減点は行わないものとする。

（工事費の積算及び設計変更）

第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に島根県週休2日工事試行要領で定める現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものと

する。

- 2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領で定めた率のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。

- 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

（履行証明書）

第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日の取り組み、4週6休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

（提出書類の虚偽）

第9条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

（施工期日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。